

独占禁止法基本問題懇談会（第21回）議事概要

平成18年12月21日

- 1 日時 平成18年12月14日（木）9：30～12：40
- 2 場所 内閣府 本府庁舎 3階 特別会議室
- 3 出席者
 - 座長 塩野 宏 東京大学名誉教授
 - 座長代理 金子 晃 慶応義塾大学名誉教授
 - 委員 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 - 梶野 信治 読売新聞東京本社論説委員
 - 神田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長
 - 古賀 伸明 日本労働組合総連合会事務局長
 - 佐野 真理子 主婦連合会事務局長
 - 角田 真理子 明治学院大学法学部助教授
 - 西田 典之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 - 根岸 哲 甲南大学法科大学院教授
 - 浜田 道代 名古屋大学大学院法学研究科教授
 - 日野 正晴 駿河台大学法科大学院研究科長
 - 増井 和男 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
 - 松井 彰彦 東京大学大学院経済学研究科教授
 - 村上 政博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
 - 村田 恒子 松下電器産業株式会社パナソニックシステムソリューションズ社法務グループマネージャー
 - 諸石 光熙 住友化学株式会社特別顧問
 - 山本 孝宏 弁護士
- （専門調査員） 今井 法政大学教授、中川 神戸大学教授
- （その他） 法務省 刑事局 甲斐 刑事課長、公正取引委員会 松山 経済取引局長
- （事務局） 内閣府大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 土肥原 室長、別府 次長、東出 参事官

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 法務省刑事局からのヒアリング
- (3) 審査・審判手続、司法審査の在り方について
- (4) 閉会

5 法務省刑事局からのヒアリング

- (1) 法務省刑事局 甲斐刑事課長から、独占禁止法をはじめとする経済犯罪に対して検察は積極的に取組んでいる、刑事罰と課徴金の関係について、刑事罰が反社会性・反道徳性に着目した懲罰であるのに対し、課徴金は違反行為抑止のための行政上の措置であり、刑事罰では綿密な捜査や厳格な手続が行われ、詳細な事実認定に立脚した責任に応じた量刑となり、刑事罰を科されることに対する社会的な受け止め方も重い、独占禁止法について法人処罰を廃止した場合には、企業犯罪の典型であり、法人処罰が最も必要とされていると思われる独占禁止法違反について法人の刑事責任が問えなくなる、事業者を刑事罰の対象とせず行為者のみを刑事罰の対象とすることの合理的な説明が困難である、行為者が業務の一環として違反行為をしたに過ぎない場合に行為者を処罰せず法人のみ処罰するといった事案の実態に見合った処分が不可能になるといった不都合が生じる等の説明があった(資料1参照)。

- (2) これに対する質疑は、概ね以下のとおり。

- ・ 義務の名宛人が事業者とされている独占禁止法の体系と、犯罪行為の実行行為者に対する選任監督義務違反の過失責任を根拠に事業者が罰せられるという両罰規定の考え方は整合しているのか。

法人処罰の在り方は今後検討の対象となり得るが、独占禁止法のみならず他の法令でも両罰規定の考え方を採っている。また、両罰規定という考え方を採らず、違反行為を法人の行為として捉え行為責任を根拠に法人を罰するという考え方もあり得るが、その場合でも、法文上、法人の行為につき、代表者の行為、従業員の行為といった要件が記載されなければならないものと思われ、実際には大きな違いはないのではないかと。

- ・ 行政庁に裁量のある違反金を導入し、その裁量の範囲内で刑事罰金を考慮して賦課額を算定するという制度は考えられるか。

理屈の上では考えられる。ただ、違反金において刑事罰金分を減額要素として考慮する場合に、その分は感銘力が減少するという問題がある。
- ・ 証券取引法のこれまでの事例では、課徴金を課したケースでは刑事罰は科されていないことをどのように考えているのか。

証券取引法でも独占禁止法でも、課徴金を賦課する違反事案の中で、特に悪質なものについて刑事罰を科するという構造となっている。証券取引法の課徴金のこれまでの運用については、刑事罰を科すほど悪質でない等の事例であったということではないか。
- ・ これまで刑事罰を科されている自然人は企業の担当者レベルであり、上層部ではない。なぜ上層部に刑事罰が科されないのか。

代表者が刑事罰を科された事例もあるが、そうでない事例については、捜査はしたが上層部が関与したということ立証するものが得られなかったということではないか。
- ・ 刑事罰の量刑において、行政上の金銭的不利益処分が考慮されている例があるとのことだが、独占禁止法改正後の課徴金のように、行政上の金銭的不利益処分において刑事罰金を調整することとされていると、当該調整を踏まえたうえで刑事罰金を決めるということになるのか。

裁判所において、罰金刑を科す際に、その時点で判明している行政処分の内容もしんしゃくされるが、仮に罰金額が行政上の金銭的不利益処分と調整されるのであれば、そのことも踏まえられるものと思う。

6 審査・審判手続、司法審査の在り方について

- (1) 中川専門調査員から、日本独占禁止法における審判手続の特徴、米国における行政審判の正式手続(formal procedure)の特徴、米国法から日本法への示唆等について説明があった(資料4参照)。
- (2) また、宇賀委員から以下の補足説明があった。
 - ・ 米国においては、約9割の事例が、正式手続ではなく、より簡易な略式手続で処理されている。
 - ・ 米国においては、近年、適正手続の保障の水準は、必要な費用と得られる便益を勘案して設定するという考え方が強まっている。

- ・ 米国では、連邦レベルでは、行政法判事(A L J)は各行政機関に所属しているが、これに対しては批判もある。他方、州レベルでは、A L Jが各行政機関から独立した組織に所属する制度を採用している例もある。

(3) 審査・審判手続、司法審査の在り方について、出された意見は以下のとおり。

- ・ 米国は、一般法たる行政手続法の中に行政審判の手続が規定されているが、日本には、行政審判の一般法は存在せず、さまざまな内容の行政審判がある。これを踏まえれば、処分の前に審判を行うか、事後に審判を行うかという二者択一の検討の仕方ではなく、具体的に、処分の前にどのような手続が必要で処分の後にどのような手続が必要かを検討するかたちで議論を進めてはどうか。
- ・ 審判が引き延ばされるということ防止する観点から、どの時点を課徴金の延滞金発生時点とするかという点を検討する必要がある。
- ・ 処分の前の手続を充実させるという観点から、行政手続法の聴聞レベルの手続を処分の前に行うという制度も考えられるのではないか。
- ・ 審判官による審判ではなく、独占禁止法上原則とされている委員会自身が行う審判をもっと活用すべきなのではないか。

7 今後の予定

次回会合は、12月26日に行う。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)